

新型コロナウイルス感染症の影響を受けた方へ

国民健康保険税・後期高齢者医療保険料の減免制度



まちの花

次の①と②のいずれかに該当する人の国保税・保険料を減免します。

①新型コロナウイルス感染症（の影響）により、主たる生計維持者が死亡、または重篤な傷病を負った世帯の人

②主たる生計維持者の収入が減少した世帯の人で次のすべてに該当する人

- ア 主たる生計維持者について事業収入などのいずれかの減少額が、前年の該当事業収入などの額の10分の3以上である人
- イ 前年の所得の合計額が1,000万円以下である人
- ウ 収入が減少した事業収入などの所得以外の前年の合計額

が400万以下である人

▼対象となる税 令和2年2月1日～令和3年3月31日までに納期限が到来する令和元

年度分、令和2年度分の保険料（税）。特別徴収されているものも含みます。申請期限などについては住民保険室までお問い合わせください。

※国民健康保険税と後期高齢者医療保険料で提出書類が異なります。申請書は住民保険室窓口で受け取るか、町ホームページからダウンロードしてください。

▼申請・問い合わせ先

住民課 住民保険室

☎26・2249（直通）

離職した方へ

非自発的失業者に対する国民健康保険税の軽減措置



まちの木

勤務先の倒産や解雇など、自ら望まない形で離職（非自発的失業）し、国民健康保険に加入した人の国民健康保険税を一定期間軽減する制度です。前年の給与所得を10分の3とみなして保険税を算定します。対象になる場合は、納税義務者（世帯主）が申請してください。

▼対象

次のすべてに該当する人

- ①平成21年3月31日以後に離職した人

②離職日時点で満65歳未満の人

③雇用保険受給資格者証に記載されている離職理由コードが11、12、21、22、23、31、32、33、34のいずれかに該当する人

▼申請に必要なもの

□ 特例申告書

※住民保険室窓口で受け取るか、町ホームページからダウンロードしてください。

▼申請・問い合わせ先

住民課 住民保険室

☎26・2249（直通）

都市の健全な発展のため

都市計画道路の変更



まちの鳥

都市計画道路（漆原総社線）の都市計画を変更しました。

変更内容は、名称、線形および幅員構成となります。法定図書は都市建設室窓口か町ホームページ

ムページで縦覧できます。

▼縦覧場所・問い合わせ先

建設課 都市建設室

☎26・2278（直通）

都市計画道路の見直しのため

アンケートのお願い



まちの花

都市計画道路の見直しを進めるため、道路に関するアンケート調査を行います。

アンケートは、無作為に選んだ世帯宛てに郵送します。

アンケートが届いたら、調査の趣旨をご理解の上、回答をお願いします。

※アンケートは2月下旬発送予定です。

▼問い合わせ先

建設課 都市建設室

☎26・2278（直通）

パブリックコメントの実施

吉岡町下水道事業(公共下水道事業)経営戦略



公共下水道事業が、将来にわたって安定的に事業を継続していくための中長期的な経営の基本計画です。計画策定にあたり、皆さまからご意見を募集します。計画は、下水道室窓口または町ホームページをご覧ください。

▼計画の閲覧および募集期間
2月25日(木)～3月16日(火)消印有効

▼意見提出方法

任意の用紙に意見、住所、氏名を記入し、郵送・FAXで提出または下水道室窓口へ持参してください。

▼公募結果

ご意見の公表にあたり、個人情報への公開はしません。また、個別の回答は行いません。

▼提出・問い合わせ先

下水道課 下水道室
☎ 26・2284 (直通)
FAX 54・0158

どなたでも傍聴できます

町議会3月定例会(予定)

3月1日(月) 開会日
2日(火) 町長施政方針に対する質問
3日(水) 一般質問
4日(木) 一般質問
15日(月) 閉会日
(討論・表決など)

※日程は、変更になる場合があります。詳しくは、町議会ホームページや議会事務局でご確認ください。



は傍聴をご遠慮ください。傍聴時は、マスクの着用・手指の消毒をお願いします。

また、町議会ホームページで生中継および録画配信を行っています。ぜひご覧ください。

本会議
生中継・
録画配信



▼問い合わせ先 議会事務局
☎ 26・2283 (直通)

資源の有効活用にご協力ください

使用済みインクカートリッジを回収



ごみや二酸化炭素排出量を削減し、地球環境へ貢献するため、ジット株式会社と「使用済みインクカートリッジ再資源化に係る契約」を締結し、令和2年12月からインクカートリッジの回収を開始しました。

▼回収場所

- ① 役場1階 協働環境室前
- ② 文化センター 玄関ホール

▼問い合わせ先

住民課 協働環境室
☎ 26・2245 (直通)

使用済み
インクカートリッジの回収

総回収量・年間(約)

25,000,000個

※国内で使用される年間1億1千万個の内
22.7%に該当

CO₂換算
では、



毎年約2,000トン

CO₂の発生を抑制しています。

※杉の木約142,860本/年が
吸収する量に相当



▲インクカートリッジであれば、全メーカーが対象となります。青色の回収BOXが目印です。

今月の納税

国民健康保険税
介護保険料
後期高齢者医療保険料

…8期

納期限 3月1日(月)

コンビニエンスストアでも納付できます。
また、便利で確実な口座振替も
ご利用ください。

就学援助費を支給

特別支援学校に在学する児童・生徒への
就学援助費を支給します。

対象

町に住所を有し、令和2年度に特別支援学校の
小学部・中学部に在学している児童・生徒の保護者
※一定期間の入院加療などの在学は対象外です。

支給年額 15,000円

※異動などがある場合は月割りで支給します。

申請方法

対象者には通知と申請書を郵送しました。
必要書類を確認の上、郵送または持参してください。

必要書類

- 申請書(町ホームページからもダウンロードできます)
- 在学証明書(在学校で取得してください)

提出期限 2月26日(金)

提出・問い合わせ先

教育委員会事務局 教育総務室
☎26-2285(直通)

令和2年10月から令和3年3月までに購入した紙おむつや尿取りパッドの費用を、申請により助成します。

▼対象 町在住・在宅で、常時紙おむつ・尿取りパッドを使用し、次のいずれかに該当する人

- 65歳以上で要介護3～5の人
- 3歳以上で身体障害者手帳1級・2級または療育手帳A所持者

※施設などに入所している人は除きます。

▼上限額 1万円

▼申請期間 3月1日(月)～31日(水)

▼必要なもの

- 申請書
- ※介護高齢室窓口で受け取るか、町ホームページからダウンロードしてください。
- 令和2年10月1日～令和3年3月31日のレシート・領収書
- 介護保険証、障害者手帳または療育手帳の写し

▼申請・問い合わせ先 介護福祉課 介護高齢室
☎26・2247(直通)

3月1日(月)から31日(水)までに申請を
紙おむつ・尿取りパッドの購入を助成



国民健康保険

会社の保険に加入している人やその人に扶養されている人、生活保護受給者などを除き、74歳以下のすべての人が加入するもの。

健康の保持・増進のため
人間ドック受診への補助金

人間ドックを受診した人へ、申請により補助金を交付しています。

※町の健診を受けた場合、人間ドックの補助金を受けることはできません。

▼対象 国民健康保険加入者

受診日現在1年以上国保の被保険者で、国保税を完納している人

※受診日現在30歳未満の人は対象になりません。

後期高齢者医療保険加入者

受診日現在町に住所があり、保険料を完納している人

▼医療機関 ご自身で選定

▼助成金額 2万円

後期高齢者医療保険

75歳以上の人、または65歳以上74歳以下で一定の障害があると認められる人が加入するもの。

※健診料が2万円以下の場合
は支払った金額まで

▼申請方法 受診後、左記のものを住民保険室に持参してください。

- 人間ドック健診料の領収書
- 健診結果通知表
- 印鑑(スタンプ印不可)
- 口座番号の分かるもの

▼申請期間 3月31日(水)まで

※人間ドックの予約が取れないなど、期間中に申請ができないと思われる場合は、あらかじめ相談してください。

▼申請・問い合わせ先 住民課 住民保険室
☎26・2249(直通)

